本 庁

公 所

瀬戸市文書取扱規程(平成13年瀬戸市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

令和3年9月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用	第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用
語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ	語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ
による。	による。
(1)から(4)まで <省略>	(1)から(4)まで <省略>
(5) 文書管理システム 電子計算機を利用して	
<u>文書事務を処理する情報システムをいう。</u>	
(文書主任)	(文書主任)
第6条 <省略>	第6条 《省略》
2 <省略>	2 <省略>
3 文書主任は、課長の命を受け、次に掲げる事	3 文書主任は、課長の命を受け、次に掲げる事
務に従事する。	務に従事する。
(1)から(5)まで <省略>	(1)から(5)まで <省略>
(6) 課における文書管理システムの運用管理に	
関すること。なお、当該運用管理について	
は、別に定めるところによる。	
(7) <省略>	<u>(6)</u> <省略>

附則

この訓令は、訓令を発した日から施行する。